

◇ 相談と解決への流れ

日本聖公会京都教区諸教会・諸施設の動きにかかわっている、教区の教役者、信徒、洗礼志願者、諸活動の参者、関係学校・関係施設の職員及び利用者などの方々の相談を受け付けます。自分がハラスメントを受けているのではないかと悩んでいる方や、ハラスメントを目撃してどう対応しようか迷っておられる方、どうぞ相談ください。

● 相談の申し込み方法は3つ

☆ 電話で申し込む・・・(外部相談窓口)
(始めに「京都教区のハラスメント防止相談です」と伝えてください。)

「葵橋ファミリー・クリニック」

TEL 075(431)9150

(京都市上京区烏丸通下立売上る桜鶴円町376)

月・火・木・土 午前10時～午後5時

水・金 午後2時～午後8時

☆ 手紙で申し込む・・・

各個教会配布の相談申込書、または当防止委員会のホームページからダウンロードした申込書に内容を記入して、当防止委員会宛(右記参照)に郵送してください。

● 申し込み後の相談

☆ 電話で外部窓口に申し込んだ場合・・・

申し込まれた窓口のカウンセラーが面談または電話によって相談者の話を聞きます。

☆ メール、手紙の場合・・・

京都教区の相談員と、いつどこで会うか、あるいはいつ電話でお話を聞きするかを打ち合わせさせていただきます。

● 相談後の流れ

- ・相談者が相手に具体的な対応を求める場合は、調査委員会を設置して事実を調査します。
- ・相談者の意向に基づいて解決策の検討、相手方との調整など、必要に応じて各種手続きを行います。
- ・相談者のプライバシーを厳守します。
- ・相談者の要望や意向を尊重します。

★ハラスメント防止委員会のホームページでは、京都教区のハラスメント防止指針や他教区での相談窓口、公的機関でハラスメントに関する相談を受け付けている場所の情報等を掲載しています。また当防止委員会の諸規程、相談申込み用紙、研修会等の各種情報を掲載しています。

相談者のプライバシーが侵害されたり、不利益をこうむったりすることがないよう、解決へ向けての進め方を含め、本人の意思を尊重し、秘密厳守で慎重に対応します。どうぞご相談ください。

相談窓口
日本聖公会京都教区
ハラスメント防止委員会

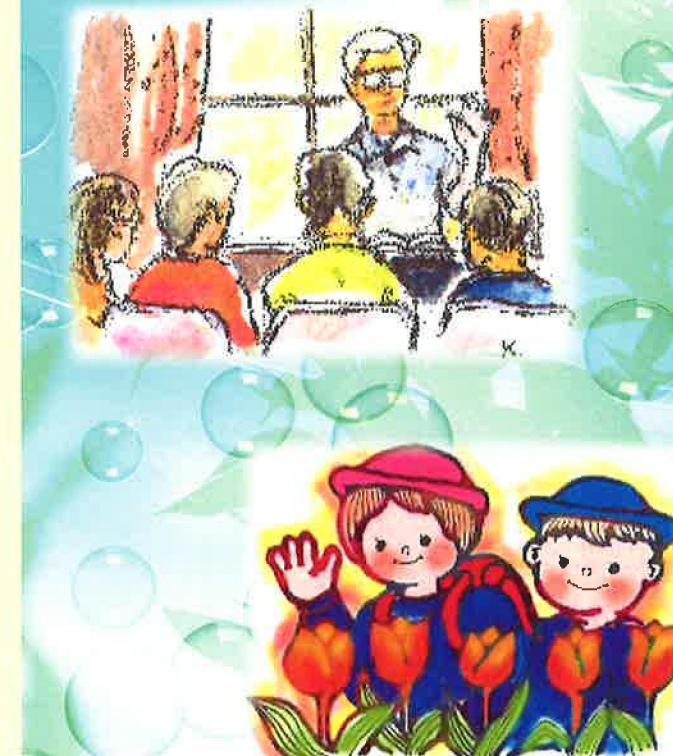
〒602-8011 京都市上京区烏丸通下立売上る桜鶴円町380
日本聖公会京都教区教務所内 ハラスメント防止委員会

URL:<http://www.nskk.org/kyoto/stopharassment/>
※「京都教区ハラスメント」で検索してください。

2016年3月改定

基本編

なくそう！教会でのハラスメント



ハラスメントのない環境をつくっていくために

日本聖公会京都教区ハラスメント防止委員会